

## 議案第85号 関連資料 西明石駅南線駅前広場整備工事の契約変更について

都市計画道路西明石駅南線の駅前広場整備工事の契約変更を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案します。

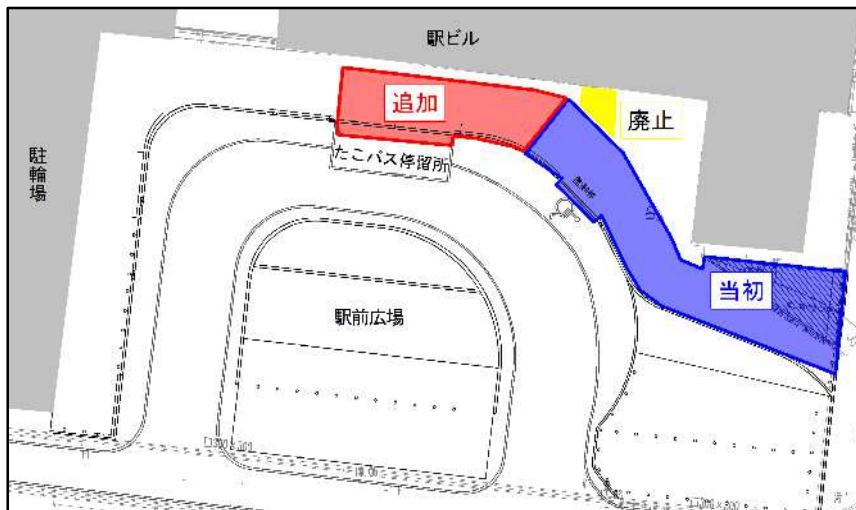
### 1 契約変更の理由及び内容

西明石駅南線駅前広場整備工事について、2025年（令和7年）7月9日に、大鉄工業株式会社神戸支店と工事契約し、順次、工事を進めているところです。当初は、駅前広場へたこバスの乗入は行わないこととし、駅ビル店舗入口までのシェルターを設置予定でした。

工事契約後に、地元説明会でたこバスの乗入れについての強い要請があったこと、周辺道路の一方通行規制に地元合意が得られたことで、暫定駅前広場へのたこバスの乗入が可能となったことに伴い、駅前広場のバス停までシェルターを延長するため、工事請負契約の変更を行うものです。

- ・当初請負金額 200,200,000円（税込み）
- ・変更請負金額 241,992,300円（税込み）  
※41,792,300円（税込み）増額
- ・変更内容 シェルター設置工の延長増

シェルター平面図



駅前広場整備イメージ（暫定駅前広場）

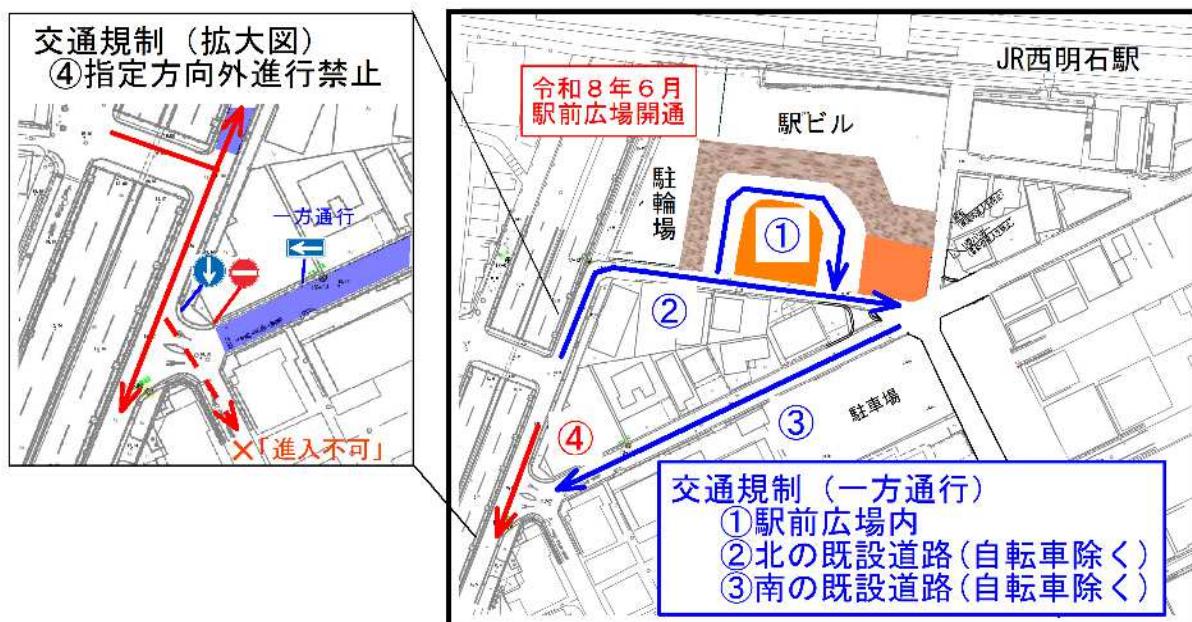


## 2 周辺道路の交通規制

2026年（令和8年）6月に、新たな駅改札口を含む駅ビルと駅前広場がオープンする予定となっています。駅前広場は、南北のアクセス道路（幅員16mの都市計画道路）ができるまでの暫定形であり、当面の間は幅員の狭い既設道路からのアクセスとなります。駅前広場オープン後は、自動車、自転車、歩行者の増加が見込まれており、周辺既設道路が混雑すると予想されます。

そこで、歩行者等の安全確保のため、自動車の流れをシンプルにして、地域住民の生活環境への影響が最小限になるように、警察と協議の上、周辺道路の交通規制（一方通行と指定方向外進行禁止）を導入します。

交通規制の位置図



## 3 今後の予定

- ・ 2025年（令和7年）12月 : 付帯工（基礎工等）の現場着手  
※駅ビル工事と駐輪場工事が、広場用地をヤードとして使用
- ・ 2026年（令和8年）1月 : 本体工（シェルター工等）の現場着手
- ・       //           5月 : 現場完成
- ・       //           6月 : 駅前広場オープン